



金 沢 市 公 報

号外第9号

令和3年(2021年)6月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

- 金沢市新型コロナウイルス感染症生活困窮者
自立支援金の支給に関する要綱 (生活支援課) 1

告 示

●金沢市告示第206号

金沢市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和3年6月28日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、収入の減少により、生活が困窮している世帯を支援するため、本市が支給する給付金をいう。
- (2) 再貸付 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について(令和2年3月11日付け社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づいて、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付をいう。
- (3) 常用就職 期間の定めのない労働契約又は6月以上の労働契約による就職をいう。
- (4) 職業訓練受講給付金 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金をいう。

(自立支援金の支給等)

第3条 市長は、次の各号に掲げる支給要件のいずれにも該当する者(新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(以下「自立支援金」という。)に相当するものの給付を既に他の都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。)に対し、自立支援金を支給する。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 再貸付を受けた者であって、自立支援金の申請をした日(以下「申請日」という。)の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること。
 - イ 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること。
 - ウ 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと。
 - エ 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったにもかかわらず、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく生活困窮者自立支援事業による支援の決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと。
- (2) 本市の区域内に住所を有する者であること。
- (3) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること。
- (4) 申請日の属する月における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額又はこれに

相当すると市長が認める額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。

- (5) 申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を越える場合は、100万円とする。）以下であること。
- (6) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職に向けて、次に掲げる求職活動等を行う予定であること。

(ア) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

(イ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。

(ウ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。

イ 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること。

- (7) 生活保護費又は職業訓練受講給付金を現に受給していないこと。

- (8) 申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

- (9) 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと。

（求職活動等要件）

第4条 支給対象者は、自立支援金が支給される期間（以下「支給期間」という。）中、常用就職に向けて次に掲げる求職活動等を誠実かつ熱心に行わなければならない。ただし、支給期間中に生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りでない。

- (1) 毎月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

- (2) 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談等を受けること。

- (3) 原則として週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。

（支給額等）

第5条 自立支援金は支給期間中、1月ごとに支給し、自立支援金の支給額は次の各号に掲げる世帯員数（申請日における申請者の世帯に属する者の数をいう。）に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 1人 60,000円

- (2) 2人 80,000円

- (3) 3人以上 100,000円

（支給期間）

第6条 支給期間は、3月とする。

（自立支援金の申請受付開始日及び申請期限）

第7条 自立支援金の申請に係る受付を開始する日は、令和3年7月1日とする。

- 2 自立支援金の申請期限は、令和3年8月31日とする。

（自立支援金の申請及び支給の方式）

第8条 自立支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）及び確認書（申請者が支給対象者であることその他自立支援金を支給するために必要な事項を確認する書類をいう。以下同じ。）に次に掲げる書類等を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し

- (2) 再貸付に係る借用書の写しその他の第3条第1号に該当することを証する書類

- (3) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

- (4) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が申請日において有している金融機関の口座の通帳等の写し

- (5) 第3条第6号イに該当する場合は、生活保護の申請を行っていることを確認できる書類の写し

- (6) 自立支援金の振込先の金融機関の口座の通帳等の写し

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、前項各号の添付書類等を確認の上、不適正受給が疑われる場合その他明らかに支給要件に該当しないときを除き、当該申請を受け付ける。この場合において、当該添付書類等に

不足があるときは、市長は、申請者に対し必要書類等の提出を求めるものとする。

(公共職業安定所への求職申込み等)

第9条 市長は、申請者が公共職業安定所への求職の申込みを行っていないときは、申込みを行うよう求めるものとする。ただし、当該申請者が生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない間については、この限りでない。

2 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写しを市長に提出しなければならない。

(審査及び支給決定等)

第10条 市長は、申請者から提出された申請書及び添付書類等に基づき、自立支援金の支給の可否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を行い、自立支援金の支給を決定した場合は市長が別に定める通知書（以下「決定通知書」という。）を、自立支援金の不支給を決定した場合はその旨及びその理由を明記した通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 市長は、決定通知書を交付する際、自立支援金の支給を決定した者（以下「受給者」という。）に対して、市長が別に定める書類により、求職活動等の報告を求めるものとする。

(支給方法)

第11条 自立支援金の支給は、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(常用就職及び就労収入の報告)

第12条 受給者は、常用就職をしたときは、市長が別に定める書類により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を行った受給者は、当該届出を行った月以降毎月1回、収入額が確認できる書類の提出をすることにより、市長に就労収入の報告をしなければならない。

(支給の中止)

第13条 市長は、受給者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、当該各号に定めるところにより自立支援金の支給を中止するものとする。

(1) 受給者が、支給期間中に第4条に該当していないことが判明した場合 原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止すること。

(2) 受給者が、常用就職をした場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えたとき 原則として、当該収入額が得られた月の支給から中止すること。

(3) 支給の決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合 直ちに支給を中止すること。

(4) 支給の決定後、受給者が禁錮以上の刑に処された場合 直ちに支給を中止すること。

(5) 支給の決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合 直ちに支給を中止すること。

(6) 受給者が生活保護を受給した場合 支給を中止すること。

(7) 受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合 支給を中止すること。

(8) 受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合 直ちに支給を中止すること。

(9) 前各号に定めるほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合 支給を中止すること。

2 市長は、前項の規定により自立支援金の支給を中止した場合には、当該受給者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、自立支援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により自立支援金の支給を受けた者に対し、支給を行った自立支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 自立支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第16条 本市は、自立支援金の支給の決定のために特に必要と認めるときは、確認書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関等に対し、支給決定のために必要な資料の提供を求めることができる。

2 本市は、受給者等の状況等について自立相談支援機関、福祉事務所、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と情報共有その他の連携を図ることにより、事業の円滑な実施及び支給期間終了後の支援への円滑な移行

に努めるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

令和3年(2021年)6月28日	印刷	発行人	
令和3年(2021年)6月28日	発行	発行所	
定価	120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄